

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	第3子以降学校給食費無償化事業 対象者：次の全てに該当する保護者 ・対象児童及び生徒並びに保護者が前橋市内に住所を有していること。 ・同一世帯注)で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（平成17年4月2日以降出生）を3人以上養育しており、かつ、第3子以降の児童生徒が小中学校等に在籍している保護者であること。 ・養育する全ての児童生徒の学校給食費に未納がないこと。 ただし、生活保護及び就学援助の認定やその他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受けている者は対象外。 内 容：対象者からの申請により、対象となる児童が、 ・市立学校在学の場合：学校給食費を免除する。 ・上記以外に在学の場合：学校給食費相当額を助成金として交付する。 問合せ：《教育委員会総務課 学校給食係》 TEL：027-898-5810
	保育料補助事業（第3子以降の認可外保育施設利用料軽減事業） 対象者：・利用時に市内に住所を有していること。 ・同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。 ・第3子以降の児童が小学校就学前の児童であること。 ・第3子以降の児童が交付対象となる認可外保育施設を利用し、かつ、利用料を支払っていること。 ・本補助金の交付を受けようとする保護者が、前橋市保育所、保育の実施及び保育料等に関する条例に規定する保育料を滞納していないこと。ただし、保育料の納付誓約を行い、計画どおり納付している場合は、この限りではありません。 ・子ども・子育て支援法による新2号認定又は新3号認定を受けていないこと（企業主導型保育施設にあっては、国の無償化対象となっていないこと）。ただし、幼稚園利用者は、この限りではありません。 内 容： 第3子以降の認可外保育施設利用料の一部を補助するもの。 補助金額：保護者が実際に支払った利用料相当額(月単位の利用契約)で、交付対象である児童一人あたり月額27,000円(上限)まで 問合せ：《こども施設課 施設指導係》 TEL：027-220-5706
	子ども医療費支給事業 対象者：医療保険の加入者のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども 内 容： 子どもの医療費のうち保険診療の自己負担金相当額を公費で負担する医療費支給事業。 県補助対象の中学卒業までに加え、前橋市では助成対象を高校生世代までに拡大し、外来を含めた保険診療の自己負担相当額を市独自で負担している。（高校生世代医療費について、令和5年10月診療分から県補助対象予定） 問合せ：《国民健康保険課 福祉医療係》 TEL：027-257-0680
	産後ヘルパー派遣事業 対象者：次のいずれにも該当する人 ・前橋市に住民票がある人 ・生後6か月未満(多胎の場合1年未満)の子がいる人 ・家族や親族から家事や育児の支援が受けられない人 内 容：家庭にヘルパーが訪問し、家事(食事準備や買い物、洗濯、掃除など)・育児(調乳や沐浴の準備・後片付け等)の支援を行います。 ・単胎の場合：生後6か月未満の期間で20回以内 ・多胎の場合：生後1年未満の期間で40回以内 利用料金：1回500円(生活保護世帯は生活保護受給者証、市民税非課税世帯は市民税非課税証明書を提出することができ、利用料が無料になります。利用当日のキャンセルはキャンセル料が発生します。) 問合せ：《こども未来部 こども支援課》 TEL：027-212-8337

類 分	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	遠距離通学補助事業 対象者： 次のいずれかに該当する児童生徒 ①富士見町西大河原地区、箕輪地区または大洞地区に居住し、前橋市立白川小または富士見中に通学していること。 ②旧嶺小学校区に居住し、住居から芳賀小への通学距離が旧嶺小との通学距離を超え、公共交通機関を利用していること。 ③前橋市立小中学校に通学し、住居から学校までの直線距離が児童においては3 km以上、生徒にあつては5 km以上あること。 内 容： 居住地区や公共交通機関の利用に応じて経費の一部を補助します。 問合せ： 《学務管理課 就学支援係》 TEL：027-898-5812

類 分	事業名 （対象者・内容）
住宅 支 援	空家等利活用ネットワーク事業
	対象者： 前橋市で一戸建ての空き家を探している人、所有している空き家の売買や貸借を考えてる人 内 容： 市に登録している不動産業者を紹介 問合せ： 《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081
	空き家バンク 対象者： 前橋市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する方 内 容： 市内の空き家に関する情報の提供 問合せ： 《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081
農 業 体 験 ・ 就 農 支 援	空き家対策補助制度：空き家活用リフォーム補助 対象者： 空き家を取得し自ら居住しようとする個人、空き家を取得し親族関係にある者に住宅として貸そうとする個人、空き家を親族関係にある者から借りて自ら居住しようとする個人 内 容： 交付金額は、対象となる工事費用の3分の1以内で、次の基本額と加算額の合計額とする。 なお、加算額の上限は50万円とする。 ア 基本額 80万円 イ 加算額 最大50万円 ① 居住誘導区域加算 居住誘導区域へ居住する場合、20万円 ② 転入加算 市外からの転入者1人につき、5万円 ③ 子育て世帯支援加算 中学校修了前の子がいる世帯の場合、10万円 ④ 二世帯近居・同居加算 申請者もしくは配偶者の親または子の住宅から概ね1km圏内にある住宅に居住する場合、30万円 問合せ： 《建築住宅課 空家利活用センター》 TEL：027-898-6081
	市民農園 対象者： 市内に居住又は通勤する農業者以外の者 内 容： 五十山ふれあい農園 50㎡×54区画 4,800円/年度 駐車場・トイレ・水道あり。 問合せ： 《農政課 地域営農係》 TEL：027-898-6703
	新規参入者定着支援事業 対象者： ・本市に転入し、新たに専業で農業に参入する方 ・就農時点で55歳未満の方 ・本事業を活用後、引き続き市内で5年以上営農することが認められる方 内 容： 農家住宅等の月額家賃の1/2（上限2万円）を補助（2年間を限度とする） 詳細についてはお問合せください。 問合せ： 《農業委員会事務局 農業振興係》 TEL：027-898-6733